

I-2 医療安全推進担当者会議運営要領

(目的)

第1条 この運営要領は、医療安全管理規程第7条の規程により設置する、医療安全推進担当者会議（以下「会議」という）の円滑な運営を図るため、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 会議は、医療安全管理室及び、診療部3名（外科系1名、内科系2名）、看護部9名および臨床研究部、薬剤部、放射線科、臨床検査科、リハビリテーション科、栄養管理室、看護学校、医療機器管理室、事務部各1名の分科会代表をもって構成する。

- 2 会議委員長（以下「委員長」という）は医療安全管理室長とする。
- 3 会議は、委員長が招集し、検討すべき事項等は、部会員にあらかじめ通知する。
- 4 会議は、所掌事務に係る検討を行うため概ね毎月1回開催する。

(会議の所掌事務)

第3条 会議は、委員長の求めに応じて、次の事項について検討および企画・立案を行う。

- 一 医療事故の原因分析および防止策並びに医療安全管理体制の改善方法についての検討および提言に関する事
- 二 医療安全管理に関する意識の向上についての検討および提言に関する事
- 三 ヒヤリ・ハット体験報告の原因分析および防止対策の検討および提言に関する事
- 四 医療事故防止および安全対策に関する事項の啓発、広報等に関する事
- 五 その他医療安全管理の事項に関する事

(職員の責務)

第4条 職員は、部会が円滑に運営できるよう、部会の求めに積極的に協力しなければならない。

(庶務)

第5条 会議の記録、その他庶務は企画課専門職がこれにあたる。

(附則)

この要領は、平成18年10月1日より施行する。

- 平成21年4月1日 一部改正する。
平成26年9月1日 一部改正する。
平成27年4月1日 一部改正する。
平成28年4月1日 一部改正する。
令和3年12月 一部改訂する。